

徳島県農業開発公社 地域計画実現農地借受奨励金交付要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、農山漁村未来創造事業実施要領の規定に基づき、公益財団法人徳島県農業開発公社（以下「公社」という。）を通じ農地の集積及び集約化に協力する農業者に対する地域計画実現農地借受奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を円滑に推進するために、必要な事項を定める。

（市町村との連携）

第2条 奨励金の交付に当たっては、地域計画との整合及び奨励金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）の利便性から市町村と連携し実施するものとする。

（交付申請）

第3条 奨励金の交付を受けようとするときは、別表に定める交付申請手続きに従い、地域計画実現借受奨励金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）を市町村経由で公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事（以下「代表理事」という。）に提出するものとする。

2 市町村は前項の規定により交付申請書を公社に送付する場合は、交付申請確認書（様式第2号）を添付するものとする。

（交付決定及び通知）

第4条 代表理事は前条の申請書の内容を審査の上、奨励金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内で奨励金の交付を決定するとともに、その結果を遅滞なく地域計画実現農地借受奨励金決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）（様式第3号）により交付対象者に通知するとともに、市町村にその旨を報告するものとする。

2 代表理事は前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

（実績報告等）

第5条 実績報告は、申請書等の提出をもってなされたものとみなす。ただし、代表理事は必要に応じて次に掲げる事項を求めることができる。

ア 報告又は書類の提出

イ 現況確認の同意

2 奨励金の交付額の確定は、前条第1項の交付金決定通知書をもってなされたものとみなす。

（返 還）

第6条 代表理事は交付要綱の規定を満たさないことが判明したとき又は申請書の内容に虚偽があったことが判明したときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 代表理事は前項の規定により、奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に対する奨励金が交付されているときは、当該交付を受けた交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 補助金の返還を命ぜられたときは、徳島県補助金交付規則（昭和58年5月10日付け徳島県規則第五十三号）第15条の2に基づき加算金及び延滞金を合わせて返還するものとする。

（その他）

第7条 この奨励金の交付の施行に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるほか、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱の規定に準ずるものとする。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。